

(様式3)

令和5年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	尾崎号堂記念館	所在地	伊勢市川端町97-2
指定管理者名	特定非営利活動法人 号堂香風	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
設置目的	我が国憲政史上に不滅の功績を残し、世界平和に尽力した尾崎行雄の遺品等を収集及び保管又は展示し、世界平和の精神を顕彰するとともに、教育、学術及び地域文化の振興と発展に寄与する。		
業務内容	・展示室を一般の観覧に供すること ・尾崎号堂に関する資料等を展示すること ・記念館の利用の許可に関すること ・記念館の維持管理に関すること ・以上のほか、記念館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務		
施設概要	施設面積:771.05㎡、施設内容:2階鉄骨造(S) 収蔵庫、展示室、事務室、会議応接室、倉庫、会議室		
職員体制	館長(嘱託)1人、学芸員(嘱託)1人		
施設所管課名	文化政策課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位:円)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	比較(C-B)
事業収支	収入	指定管理料	7,384,000	7,384,000	0
		観覧料金	22,600	61,500	33,720
		使用料金	709,790	761,030	△ 64,075
		冷暖房費	126,690	168,960	36,300
		逸失収入補填金	123,440	0	0
		その他	57,450	38,094	△ 69
		計(a)	8,423,970	8,413,584	5,876
	支出	人件費	5,505,135	5,451,732	116,657
		管理費	2,093,452	2,263,918	△ 10,036
		運営費	490,085	802,902	134,171
		計(b)	8,088,672	8,518,552	240,792
	収支差引額(a)-(b)		335,298	△ 104,968	△ 234,916

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	新型コロナによる規制等もなくなり入館者は順調に回復した。使用料金については、週1回利用していた団体が年度当初に解散したため、その分の収入が減ったと考えられる。 経費削減に努めたせいか管理費は抑えることができたが、昨今の物価上昇には対応しきれなくなってきた。行事をコロナ以前に戻したため運営費は増加した
----------------------------------	---

3 評価（様式4に基づく総合評価）

指定管理者	市
事業計画に沿って年2回の企画展を実施したり、子どもを対象とした事業を行うなど市民のニーズに応えた活動ができた。 管理面でも適切かつ円滑に運営することができ、来館者アンケートなどでもうれしい評価を得ている。 ロビーやホールでの市民作品展開催を支援をするなどしてたくさんの来館者があったことなど、統計にカウントしない来館者も増えている 施設は建築後20年が経ち経年による劣化が起こっているが、行き届いた管理を心掛けている。	・施設の運営と維持管理は適正に行われていた。 ・年間入館者・会議室の利用者数は増加した。引き続き来館者・利用者増に繋がる取り組みを進め、自主財源の確保に努めてほしい。 ・エレベーターホール等を展示目的として利用者に開放するなど、市民の文化芸術活動を支援している。 ・今後も様々な取り組みを継続し、市民の文化芸術活動のさらなる活性化に寄与いただきたい。また、効率的、効果的な管理運営に努め、各団体や行政との連携を密にしながら、より質の高いサービスを提供できるよう期待したい。

(様式4)

指定管理業務の項目別評価表

		施設名 尾崎号堂記念館			
評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	運営方針を「尾崎行雄を顕彰する記念館」「交流を通してまちの活性化や生涯学習に応える記念館」「資料を収集、保管し学術研究を進める記念館」の3本柱に設定し、積極的に運営した。	A	運営業務の基本方針等を十分に理解している。
	②施設設置目的の達成度	A	従来の運営体制に戻し、桜の写生コンクールや2回の企画展、講演会、市民研修などの自主行事を実施した。子供を対象とした行事もすべて実施した。	A	設置目的や管理に関する基本的な考え方をもとに、館の管理運営が行われている。
	③利用者数	A	昨年度の2倍の来館者数を数え、新型コロナ流行以前の入館者数に近づいてきた。学校引率による児童生徒の来館者が多かった。県外からの来館者も増加した。	A	入館者、会議室利用者ともに増加した。引き続き、利用者増につながる取り組みに努めてほしい。
	④運営状況	A	事業計画書のとおり、開館日数、開館時間・閉館時間を守って、利用者へのサービスを心がけながら、適正・円滑な施設運営を行うことができた。	A	供用日数、供用時間ともに事業計画通りに適切な適正な運営が行われた。
	⑤職員の配置状況・勤務実績	A	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制(作業責任者・業務担当者)は明確になっていたか。	A	勤務体制の効率化を図りながら、業務を行っている。
	⑥意思疎通	A	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	A	十分な連絡調整がなされている。
	⑦各種管理記録等の整備・保管	A	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	A	各種書類等については、適正に整備・保管がなされている。
	⑧地域の振興	A	活動方針に地域の活性化を掲げているように、地元自治会やまちづくり協議会、地域の老人会などと多様な連携事業を実施できた。また、川端町自治会の館庭清掃作業も年間2回実施していただいた。	A	十分に地域等との交流が実施されている。引き続き地域等との交流に努めていただきたい。
	⑨使用許可等	A	条例、施行規則および当館の「心得」に基づいて適正かつ平等に運用してきた。関係文書は個人情報管理の点からも適正、慎重に行うことができた。	A	使用許可等の申請の取り扱いは、適正に行われていた。
	⑩利用料金等の徴収状況	A	金銭出納、申請・処理関係の帳簿は一元的に管理して、適正に実施している。減免規定等、指定管理者に委ねられた内容についてきちんと執行できている。	A	帳簿等が作成され、適切に行われている。
	⑪個人情報	A	市の定めにより適切に処理している。職員の個人情報関係文書は館長が一括して管理。利用者の個人情報管理は施錠のできるロッカーに保管管理している。	A	個人情報に係る書類は、適正に管理されている。
	⑫法令遵守	A	尾崎号堂記念館条例、尾崎号堂記念館施行規則をはじめ、尾崎号堂記念館の管理に関する基本協定書及び年度協定書のほか、労働関係法規、個人情報保護関係法規など関係法令を遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

指定管理業務の項目別評価表

評価項目		施設名 尾崎号堂記念館			
		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取り組み	A	地域文化団体による展示会などの誘致、旅行会社への電話やメールによる案内、報道機関や学校への行事予定周知など機会あるごとに来館者増加への働きかけをしてきた。	A	「さくらの写生コンクール」や「子ども号堂講座」、2回の企画展を開催し、入館者増加の取り組みに努めた。
	②利用者の平等な利用	A	運営について事前に十分に研修するとともに、利用者からの質問等があればすぐ共有し対応を統一している。展示説明技術向上のため研修も行い、説明者により落差がでないように心がけている。	A	来館者に対し丁寧な展示説明を行うなど、利用者へのサービスについては、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	市の「広報いせ」や文化政策課の取りまとめによる「伊勢まるごと博物館」情報のほか、公共施設にポスター・チラシを配布したり、時には報道機関に告知を依頼するなど多様な展開をした。	A	市広報紙掲載だけでなく地元メディアや旅行業者等への情報提供にも取り組んでいる。引き続き、様々な方法で情報発信を行ってほしい。
	④非常時・緊急時の対応	A	マニュアルの見直しなどの座学研修だけでなく、来館者の協力を得ながら火災訓練、地震を想定した防災訓練、不審者対応訓練の実地訓練をすることができた。	A	緊急時マニュアルの見直しとともに訓練を行っている。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	「クレームは宝物」との認識を全職員が持つて対応にあたっている。近隣住民や来館者からの意見はすぐに対応するよう心掛け、経費のかかるものについては担当部署に改善していただいている。	A	管理運営に関する大きな苦情はなかった。
	⑥自主事業	A	企画展は利用者の意見を参考に立案している。企画展や講演会も計画に従って実施できた。特に桜の写生コンクールは好評で今年度も多数の応募を得た。	A	利用者のニーズに合った企画展を開催しており、好評を得ている。今後も尾崎号堂の顕彰とともに利用者増につながる取り組みに努めてほしい。
	⑦事業の評価	A	参加者アンケートを行うとともに、記念館運営委員会や号堂香風理事会(指定管理者理事会)で事業内容を説明してきた。そこで評価や意見を活動に生かしてきた。	A	アンケートによる意見のほか、運営委員会等において、適切に事後評価を行い、事業計画につなげる取り組みを行っている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	経年による傷みが各所に出てきているが、美観や景観を損ねないように清掃に心がけている。安全点検は日常点検のほか月例点検を実施し。館庭の管理はボランティアにも助けてもらっている。	A	施設内、施設周辺の定期的な点検・確認が行われている。
	②備品等の管理	A	保管史料については湿度や防虫について細心の注意が求められるが、保管室には空調設備がないので管理が難しい。一般備品も適切に保守、管理できた。	A	保管資料は適切に管理されている。また、設備等についても適正に管理されている。
	③修繕業務	A	定期点検を行い異常が認められた場合は、速やかに修理をして利用者に影響のないよう心がけてきた。専門業者に依頼すべきものはただちに市に報告を行い、善後策について協議・改善している。	A	修繕が必要な案件については、適切に報告がなされた。
	④清掃業務	A	日常の清掃のほか、月に1回の大掃除を実施。ボランティア団体による勤労実習を受け入れている。川端町自治会には年2回の館庭清掃をお願いしている。	A	適切に美観保持に努めている。
	⑤防犯体制	A	夜間・休日の警備については専門業者に委託。鍵、カードはともに適切に管理しており、定められた場所に保管している。今まで管理施設内で不審行為や犯罪事案は起こらなかった。	A	鍵の管理は適切に行われており、防犯に関するトラブルは発生しなかった。